

佐賀県地域産業資源指定要領

(通則)

第1条 本県における地域産業資源の指定及び当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域の指定については、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年5月11日法律第39号)第4条及び地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針(平成27年8月28日)(以下、「基本方針」という。)の規定によるほか、この要領により行うものとする。

(指定申請)

第2条 地域産業資源及び地域の指定については、佐賀県地域産業資源及び地域指定申請書(様式第1号)を、別途通知する期日までに知事に提出しなければならない。

(修正・削除申請)

第3条 地域産業資源及び地域の修正又は削除については、佐賀県地域産業資源及び地域修正・削除申請書(様式第2号)を別途通知する期日までに知事に提出しなければならない。

(審査)

第4条 知事は、第2条及び第3条の申請があったときは、基本方針に沿って審査するものとする。

2 知事は、審査において必要があると認めるときは、関係機関等の意見を聴取することができる。

(指定及び修正・削除)

第5条 知事は、前条の審査において、基本方針に適合すると認めるときは、本県地域産業資源として指定する。また、当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域を併せて指定する。

2 知事は、前条の審査において、修正又は削除を必要と認めるときは、地域産業資源及び地域の修正又は削除を行う。

(結果通知)

第6条 知事は、前条の決定を行った場合は、申請者に対しその結果を佐賀県地域産業資源及び地域指定(修正・削除)結果通知(様式第3号)により通知するものとする。

(公表)

第7条 知事は、地域産業資源及び地域の指定、修正及び削除を行った場合は、県ホームページにおいて公表する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成24年12月17日から施行する。

(地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想の廃止)

第2条 本県における「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」は、廃止する。

(地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想の廃止に伴う経過措置)

第3条 前条の規定にかかわらず、本県における「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」において指定された地域産業資源及び地域については、佐賀県地域産業資源指定要領第5条第1項において指定されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成27年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。